

[共通事項（主要行／全国地方銀行協会／第二地方銀行協会
／信託協会／日本証券業協会）]

1. サイバーセキュリティ

- サイバーセキュリティについては、2015年7月に公表した「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に沿って、これまで対話と実態把握を重ね、地銀及び第二地銀においては、全行と対話を行うことができた。

- また、別途、主要行に対しては、3メガバンクとの定例の対話や、その他金融機関へのリスク管理等アンケート及びそのフォローアップを通じて、当庁として各行の対応態勢を把握している。

- 2016年11月から2017年1月にかけて行われた実態把握のフェーズ3においては、地域金融機関や証券会社の態勢整備が進んでいる様子が伺えたが、いくつか課題も残っていた。
例えば、①ワークショップや実態把握結果のフィードバック後の対応の有無が二極化している、②サイバーセキュリティに着眼したリスク評価の必要性は認識しているが未定着である、③侵入されることを前提とした対策強化が遅滞気味である、④多様な自助・共助態勢の構築が進行している一方、孤立している先は対策検討に苦慮している、等が挙げられる。
経営層の皆さんの積極的な関与の下、サイバーセキュリティ対策の強化を一層加速されるよう努めていただきたい。

- また、金融システム上、サイバーセキュリティの確保は最大の課題であり、主要行のみならず全金融機関がサイバーセキュリティのレベルアップを図ることが非常に重要である。
金融業界の中では取組みが進んでいる主要行におかれては、地域金融機関へのアドバイスや人材育成の支援等を通じて、金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げに向けた、さらなる取組みを期待している。

(以上)